大牟田市延命配水池更新工事実施方針について、以下のとおり実施方針（変更版）として修正します。

実施方針に関する変更箇所新旧対照表

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
1	はじめに	大牟田市（以下「本市」という。）は、延命配水池更新工事（以下「本事業」という。）について、民間事業者のノウハウ・アイデア・技術力・マネジメント力を最大限に活用することを目的とし、効率的かつ効果的に本事業を行うため、設計・施工を一括して実施するＤＢ（Ｄｅｓｉｇｎ Ｂｕｉｌｄ）方式による発注を予定している。	大牟田市（以下「本市」という。）は、大牟田市延命配水池更新工事（以下「本事業」という。）について、民間事業者のノウハウ・アイデア・技術力・マネジメント力を最大限に活用することを目的とし、効率的かつ効果的に本事業を行うため、設計・施工を一括して実施するＤＢ（Ｄｅｓｉｇｎ Ｂｕｉｌｄ）方式により発注する。	
1	１（２）	事業の対象となる公共施設等の名称	事業の対象となる公共施設等の名称及び用語の定義	
1	１（２）事業の対象となる公共施設等の名称	延命配水池（以下、「本施設」という。）	延命配水池（本新設配水池及び本復旧敷地等を含む。）（以下「本施設」という。） なお、本施設に関する一部の用語については以下に定める意味を有するものとする。 ①「本新設配水池」とは、本施設のうち、本新設工事により建設する配水池本体及びこれに附帯する配管等の設備をいう。 ②「本復旧敷地等」とは、本施設のうち、仮設道路（樹木移設、電柱移設含む）及び本撤去等工事により既存配水池を撤去した後に整備復旧工事をする延命公園内の敷地、道路その他設備をいう。 ③「本工事」とは、本施設の建設工事に関する設計図書に従った本施設の建設工事その他入札説明書等及び事業者提案に基づく一切の業務をいい、大牟田市延命配水池更新工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）「２　一般事項」に記載する本施設の建設業務及びその他関連する業務によるものとする。 ④「本新設工事」とは、本工事のうち、本新設配水池の建設工事をいい、要求水準書「２　一般事項」（３）表２－３の区分「建設」中、工種「配水池工事」及び「配管工事」に記載する建設業務並びに同区分「建設」中、工種「その他工事」に記載する建設業務のうち受電設備・計装設備・監視設備・中央監視設備改造（ありあけ浄水場）に係る建設業務をいう。 ⑤「本撤去等工事」とは、本工事のうち、既存配水池の撤去工事及び撤去工事後の延命公園内整備復旧工事等をいい、要求水準書「２　一般事項」（３）表２－３の区分「建設」中、工種「その他工事」に記載する建設業務のうち受電設備・計装設備・監視設備・中央監視設備改造（ありあけ浄水場）以外の建設業務をいう。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
1	１（４）事業の目的	本施設	既設延命配水池	
1	１（５）事業の業務内容	ア 本事業の業務 （ア） 設計業務（実施設計、関係者との協議等） （イ） 建設業務（工事及び必要となる調査、手続、工事に伴う近隣対応、電波障害対策、引渡し時及び供用開始時の維持管理業者への運転管理方法の説明等）	ア 本事業の業務 （ア） 設計業務 （イ） 建設業務 （ウ）その他関連する業務	
1	１（６）事業方式	（６）事業方式 本事業は、本施設の設計・施工を一括して実施するＤＢ方式とする。	（６） 事業期間 本事業の事業期間は、本市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「契約」という。）締結日の翌日から平成３５年３月３１日までとする。	
2	１（７）事業期間	（７） 事業期間 本事業の事業期間は、本市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）締結日の翌日から平成３５年３月３１日までの期間（約４８ヶ月間）とする。	（７）事業方式 本事業は、本施設の設計・施工を一括して実施するＤＢ方式とする。	
2	１（８）事業スケジュール	事業契約の締結 本施設の工事期間 本施設の供用開始 既設配水池撤去及び公園整備（復旧）	契約の締結 本新設配水池の工事期間 本新設配水池の供用開始 本復旧敷地等の工事期間	
2	１（９）設計費及び工事費の支払方法	（９）設計費及び工事費の支払方法 設計費及び工事費は、各年度の出来高に応じて支払う。なお、本事業における支払方法の詳細については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。	（９）請負代金の支払方法 請負代金は、各年度の出来高に応じて支払うものとし、各年度の前払金の請求は可能とする。なお、本事業における請負代金の支払方法の詳細については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。	
2	１（１０）遵守すべき関係法令等	（１０）遵守すべき関係法令等 事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）等を遵守すること。	（１０）遵守すべき関係法令及び基準・仕様等 事業者は、本事業の実施に当たり関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）及び基準・仕様等を遵守すること。	
2	２（１）事業者の選定方法	（１）事業者の選定方法 本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第１６７条の１０の２）により行うものとする。	（１）事業者の募集及び選定方法 本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の１０の２）により行うものとする。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
2	２（１）②提案内容の審査	上記①において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法や工事費等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、事業者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。	上記①において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された入札参加者から提出された入札書及び技術提案書の受付後、ヒアリングを実施し、入札価格のほか技術面の非価格要素を含めて総合的に審査するものとする。	
3	２（２）事業者の選定手順	（２）事業者の選定手順 本市は、以下の手順により、事業者を選定することを予定している。	（２）本事業の契約までのスケジュール 本事業の契約までのスケジュールは、以下の表のとおりとする。	
3	２（２）事業者の選定手順表中の日程欄	平成30年8月中旬 平成30年8月中旬 平成30年8月下旬 平成30年10月上旬 平成30年10月中旬 平成30年10月中旬 平成30年10月中旬 平成30年10月下旬 平成31年2月上旬	平成30年8月20日（月） 平成30年8月20日（月） 平成30年8月31日（金） 平成30年10月中旬 平成30年10月下旬 平成30年10月下旬 平成30年11月上旬 平成30年11月上旬 平成31年2月中旬	
3	２（３）審査委員会の設置	（３）審査委員会の設置 事業者の選定については、学識経験者及び有識者等により構成される「延命配水池更新工事審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。	（３）委員会の設置 事業者の選定については、学識経験者及び有識者等により構成される大牟田市延命配水池更新工事審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	
3	２（４）①提出書類の内容	応募者	入札参加者	
3	２（４）②提出書類の扱い	応募者	入札参加者	
4	２（４）②提出書類の扱いのイ	技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、原則として技術提案を行った応募者が負う。	技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、原則として技術提案を行った入札参加者が負うものとする。	
4	２（５）	応募者の参加資格要件	入札参加者の入札参加資格要件	
4	２（５）①応募者の構成等	①応募者の構成等 応募者は、以下アからコに示す全ての事項を満たしていること。	①入札参加者の構成等 入札参加者は、以下アからコまでに示す全ての事項を満たしていること。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
4	２（５）①応募者の構成等のア	応募者は、１（５）のアに掲げる（ア）及び（イ）の業務を実施する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。	入札参加者は、１（５）に掲げる業務を実施する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。	
4	２（５）①応募者の構成等のイ	応募グループは、土木工事、配管工事の競争入札参加資格を有する企業によって結成される異工種特定建設工事共同企業体（以下、「異工種特定ＪＶ」とする。）とし、その組み合わせは下記のとおりとする。	応募グループは、土木一式工事、水道施設工事の競争入札参加資格を有する企業（以下「構成員」という。）によって結成される異工種特定建設工事共同企業体（以下「異工種特定ＪＶ」という。）とし、異工種特定ＪＶは３社とすること。なお、本事業における組み合わせは下記のとおりとする。また、土木工事を実施する構成員は、配水池工事を実施する構成員１社とその他工事を実施する構成員１社で結成される特定建設工事共同企業体（以下「土木ＪＶ」という。）とする。	
5	２（５）①応募者の構成等の本事業のスキーム図	・大手企業 ・下請（Ｂ社） ・配管工事（Ｂ社） ・Ｂ社：市内企業	・代表企業 ・下請 ・配管工事（Ｃ社） ・Ｂ社、Ｃ社：市内企業 ・図上に土木一式工事、水道施設工事を加筆 ・図上に応募グループを構成する社数を加筆	
5	２（５）①応募者の構成等のエ	土木ＪＶ（甲型）における最低出資比率は３０％とする。	土木ＪＶにおける最低出資比率は１００分の３０とする。	
5	２（５）①応募者の構成等のオ	本事業の構成員である公園内整備等のその他工事１社と配管工事１社、また、異工種特定ＪＶから業務の一部を請け負う下請企業（以下「協力企業」という）については、大牟田市内企業の積極的な活用を図ること。	その他工事及び配管工事を実施する構成員については、市内企業とする。また、異工種特定ＪＶから業務の一部を請け負う下請企業（以下「協力企業」という。）については、大牟田市内企業の積極的な活用を図ること。	
5	２（５）①応募者の構成等のカ	応募に当たり、応募グループを構成する企業それぞれが、１（５）に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。	入札参加に当たり、各構成員が、１（５）に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。	
5	２（5）①応募者の構成等のキ	応募グループを構成する企業の変更は、原則として認めない。ただし、提案書の提出期限までに限り、応募グループを構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、その事情を検討の上、本市が認めた場合はこの限りでない。	構成員の変更は、原則として認めない。ただし、技術提案書の提出期限までに限り、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、やむを得ない事情を本市が認めた場合はこの限りでない。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
6	２（５）①応募者の構成等のク	応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募グループを構成する企業でないこと。	構成員のいずれかが、他の応募グループの構成員でないこと。	
6	２（５）①応募者の構成等のケ	応募グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループを構成する企業でないこと。	構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの構成員でないこと。	
6	２（５）①応募者の構成等のコの（ア）	会社法第２条～	会社法（平成１７年法律第８６号）第２条～	
6	２（５）②	応募グループを構成する企業に共通の参加資格要件	構成員に共通の入札参加資格要件	
6	２（５）②応募グループを構成する企業に共通の参加資格要件のイ	地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４	施行令第１６７条の４	
6	２（５）②応募グループを構成する企業に共通の参加資格要件のエ	国税、県税及び市町村税に未納の税額がないこと。	入札参加資格確認基準日において、国税、県税及び市町村税に未納の税額がないこと。	
7	２（５）②応募グループを構成する企業に共通の参加資格要件のキ	構成員のうち、配管工事を実施する企業及びその他工事を実施する企業は、大牟田市内に本店を有する法人であること。	配管工事を実施する構成員及びその他工事を実施する構成員は、大牟田市内に本店を有する法人であること。	
7	２（５）②応募グループを構成する企業に共通の参加資格要件のク	入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成８年３月１日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。	入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成８年３月１日施行）又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。	
7	２（５）②応募グループを構成する企業に共通の参加資格要件のケ	本事業に係る事業者選定支援業務の受託者（株式会社日水コン、渥美坂井法律事務所弁護士法人）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	本事業に係る事業者選定を委託している者（株式会社日水コン）及び当該契約等支援業務において上記の者と提携関係にある者（渥美坂井法律事務所弁護士法人）並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。	
7	２（５）②応募グループを構成する企業に共通の参加資格要件のコ	審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。	委員会の委員が属する企業又はその組織及び企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
7	２（５）②応募グループを構成する企業に共通の参加資格要件のサの（ア）及び（イ）	当該企業の～	当該組織及び企業の～	
7	２（５）③	建設企業の参加資格要件	各構成員の入札参加資格要件	
7	２（５）③建設企業の参加資格要件	応募グループのうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次のアからオまでの要件を満たさなければならない。	各構成員は、次のアからクまでの要件を満たさなければならない。	
7	２（５）③建設企業の参加資格要件のア	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定により、建設企業の内、配水池工事を行う企業は土木一式工事を、公園内整備等その他工事を行う企業は土木一式工事を、配管工事を行う企業は水道施設工事の許可を受けていること。	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定により、配水池工事を実施する構成員及びその他工事を実施する構成員は土木一式工事、配管工事を実施する構成員は水道施設工事の許可を受けていること。	
7	２（５）③建設企業の参加資格要件のイ	建設企業のうち、配水池工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事）に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に主観点数を加えた点数が１，３００点以上であること。また、配水池工事を実施する構成員は、平成２０年４月１日から平成３０年３月３１日までの過去１０年間に完成した配水池（プレストレストコンクリート構造）の施工実績があること。なお、その施工実績が共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。	配水池工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・県内業者）に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・県内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が１，３００点以上であること。	
8	２（５）③建設企業の参加資格要件のウ		ウ　また、配水池工事を実施する構成員は、平成２０年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間に完成した配水池（プレストレストコンクリート構造）の施工実績があること。なお、その施工実績が土木ＪＶの場合は、当該土木ＪＶの構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。	イの「また、配水池工事を実施する構成員は、」以降をウとして分割

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
8	２（５）③建設企業の参加資格要件のエ	ウ　建設企業のうち、公園内整備等その他工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に主観点数を加えた点数が８００点以上であること。	エ　その他工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が８００点以上であること。	
8	２（５）③建設企業の参加資格要件のオ	エ　建設企業のうち、配管工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が水道施設工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が水道施設工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に主観点数を加えた点数が６７０点以上であること。	オ　配管工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が水道施設工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が水道施設工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が６７０点以上であること。	
8	２（５）③建設企業の参加資格要件のカ		カ　配水池工事を実施する構成員は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。	
8	２（５）③建設企業の参加資格要件のク		各構成員の本事業における手持ち工事件数の取扱いについては、入札参加資格確認申請の受付締切日において、本市が発注する平成３０年度中１億５，０００万円以上の工事を受注し、その工期が平成３０年度内である場合の受注業者は、入札参加資格を有するものとする。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
8	２（５）④入札参加資格確認基準日	④　入札参加資格確認基準日 ア　入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。 イ　入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間、応募者の構成員が②及び③の入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加することができない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、②及び③の入札参加資格要件に該当する構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。 ウ　入札書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、応募者の構成員が②及び③の入札参加資格を欠くに至った場合、本市は当該応募者を落札者決定の審査対象から除外する。	④　設計業務を協力企業に実施させる場合の協力企業の資格要件 　設計業務を協力企業に実施させる場合は、代表企業の責任において、次のアからエまでの要件を満たす者（以下「設計企業」という。）に業務を実施させなければならない。 ア　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。 イ　技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和５８年法律第２５号）に定めるものをいう。）が１名以上在籍していること。 ウ　平成２０年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に設計が完了した配水池（プレストレストコンクリート構造）の実施設計（新設又は改築）の実績を有していること。 エ　本事業に係る事業者選定支援業務の受託者（株式会社日水コン、渥美坂井法律事務所弁護士法人）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	
8	２（５）⑤手持ち工事件数の取扱いについて	⑤　手持ち工事件数の取扱いについて 本事業の手持ち工事件数の取扱いについては、「大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準」を準用するものとし、詳細については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。	⑤　入札参加資格確認基準日 ア　入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の受付期間の最終日とする。 イ　入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間、入札参加者の構成員が②及び③の入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加することができない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、②及び③の入札参加資格要件を満たす構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。 ウ　入札書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が②及び③の入札参加資格を欠くに至った場合、本市は当該入札参加者を落札者決定の審査対象から除外する。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
8	２（５）⑥手持ち工事件数の取扱いについて		⑥　手持ち工事件数の取扱いについて 本事業の手持ち工事件数の取扱いについては、大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準（平成１５年４月１日施行）を準用するものとし、詳細については、入札公告時に公表する入札公告資料にて示す。	
8	２（６）設計業務を協力企業に実施させる場合の要件	（６）　設計業務を協力企業に実施させる場合の要件 建設コンサルタントに設計業務を実施させる場合は、代表企業の責任において、次のアからエまでの要件を満たす者（以下「設計企業」という。）に業務を実施させること。 ア　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。 イ　技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和５８年法律第２５号）に定めるものをいう。）が１名以上在籍していること。 ウ　平成２０年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に設計が完了した配水池（プレストレストコンクリート構造）の実施設計（新設又は改築）の実績を有していること。 エ　本事業に係る事業者選定支援業務の受託者（株式会社日水コン、渥美坂井法律事務所弁護士法人）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。		
9	３（１）①責任分担の基本的考え方	主体	者	
9	３（１）②想定されるリスクの責任分担	本事業の実施に際し、想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、次頁の「リスク分担表」により示すが、入札公告時に公表する入札公告資料に詳細に規定し、最終的に契約書で明文化する。	本事業の実施に当たり、想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、次頁の「リスク分担表」により示すものとする。なお、入札公告時に公表する入札公告資料に詳細に規定し、最終的に契約書で明文化する。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
12	３（２）①設計・施工に係る実施状況の確認	本市は、事業者が工事を確実に実施し、その内容が要求水準書に示す要求水準（以下「要求水準」という。）及び技術提案書に適合しているか確認するため、工事の監督を行う。 事業者は、～～～を受けなければならない。また、事業者の工事内容が要求水準及び技術提案書に適合していない場合等、本市は、必要に応じて事業者に対し改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。 事業者は、～～～の適格性の確認を受ける。 事業者は、～～～随時報告及び説明を行う。 管理報告書の内容は、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び施工検査記録等とし、特に、完成後に手直しが不可能又は不可視となる部分の施工写真を重点的に撮影し、管理報告書において整理する。 事業者は、工事の完成時に、適切な方法により管理報告及び業務全般の報告を行うこと。	本市は、事業者が本事業を確実に実施し、その内容が要求水準書に示す要求水準（以下「要求水準」という。）及び技術提案書に適合しているか確認するため、本事業の監督を行う。 事業者は、～～～を受けなければならない。また、事業者の本事業内容が要求水準及び技術提案書に適合していない場合等、本市は、必要に応じて事業者に対し改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。 事業者は、～～～の適格性の確認を受ける。 事業者は、～～～随時報告及び説明を行う。 管理報告書の内容は、打合せ記録、主な本事業内容、本事業進捗状況及び施工検査記録等とし、特に、完成後に手直しが不可能又は不可視となる部分の施工写真を重点的に撮影し、管理報告書において整理する。 事業者は、本事業の完成時に、適切な方法により管理報告及び業務全般の報告を行うこととする。	
12	３（２）②実施時期のア	本市は事業者によって行われた実施設計の内容確認を行い、要求水準及び技術提案書に適合しない場合には、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。	本市は事業者によって行われた実施設計の内容確認を行い、要求水準及び技術提案書に適合していない場合は、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。	
12	３（２）②実施時期のイ	事業者は、～～～ 本市は、その内容について、要求した性能に適合するものであるか確認を行い、要求した性能に適合しない場合には事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。	事業者は、～～～ 本市は、その内容について、要求した性能に適合するものであるか確認を行い、要求した性能に適合していない場合は事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。	
12	３（２）②実施時期のウ	事業者は、工事記録を用意して、本市の完了検査を受ける。この際、本市は、施設が要求水準及び技術提案書に適合しているか確認を行う。確認の結果、これを満たしていない場合、本市は事業者に修補又は改造を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。	事業者は、工事記録を用意して、本市の完了検査を受ける。本市は、本新設配水池又は本復旧敷地等が要求水準及び技術提案書に適合しているか確認を行う。確認の結果、これを適合していない場合は、本市は事業者に修補又は改造を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
15	４（１）②建設用地の制限等のア	（ア）用途地域：第１種中高層住居専用地域 （イ）防火地域： 法第２２条区域 （ウ）その他地域：景観計画区域、第３種風致地区 （エ）建ぺい率： ４０％（第３種風致地区のため） （オ）容積率： １５０％	（ア）用途地域：第１種中高層住居専用地域 （イ）防火地域：建築基準法第２２条区域 （ウ）その他地区地域：景観計画区域、第３種風致地区 （エ）容積率： １５０％ （オ）建ぺい率： ４０％（第３種風致地区のため）	
15	４（２）施設の規模等	施設の規模等の概要は、以下のとおりとする。	本施設の規模等の概要は、以下のとおりとする。	
15	４（２）施設の規模等	・「新延命配水池（仮称）新設」を項目記載 ・「有効容量」「構造」「水位」を項目に記載 ・配管新設の管種表記DIP ・公園整備（復旧）	・「延命配水池」に記載見直し ・「有効容量」「構造」「水位」を内容に記載 ・配管施設の管種表記をDCIPに統一 ・公園内整備（復旧）	
16	４（４）施設の整備要件等	・公園整備（復旧）	・公園内整備（復旧）	
16	５（１）疑義が生じた場合の措置	誠意をもって協議の上	誠意をもって協議のうえ	
17	６（２）①事業の継続が困難となった場合の措置のア	事業者が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、～～～	事業者が、契約に定める要求水準を満たしていないことが判明した場合及びその他契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、～～～	
17	６（２）③本市又は事業者の帰責とならない事由により事業の継続が困難となった場合のイ	一定の期間内に上記アの協議が調わない場合は、～～～	一定の期間内に上記アの協議が整わない場合は、～～～	
18	７	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	財政上及び金融上等の支援に関する事項	
18	８（１）書類作成に係る費用	入札参加資格確認申請書、技術提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。	入札参加資格確認申請書、技術提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。	
18	８（２）実施方針及び要求水準書（案）の公表に関する事項		項目削除 （３）その他を（２）その他に修正	

頁	対応箇所	変更前	変更後	備考
19	7 （3） ①情報提供	http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/ hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=5&class_id=1020	http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/	
19	8 （3） ③	（3） ③入札の中止等	（2） ③入札の延期等	
19	8 （3） ③入札の中止等	競争入札妨害又は談合行為の疑い若しくは不正又は不誠意な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合又は競争を確保できないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。	本市は、次の場合は、入札を延期又は中止する。この場合、入札参加者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わない。 ア　不正入札又はその疑いがあると認められたとき。 イ　天災その他やむを得ない事情により、公正な入札が行えないと認められるとき。 ウ　入札参加者がいないとき。	
19	8 （3） ④	担当部署	本事業に関する問い合わせ先	
19	8 （3） ④担当部署	延命配水池更新工事審査委員会事務局 大牟田市企業局上水道建設課 住所 大牟田市有明町２丁目３番地 電話　 ０９４４―４１―２８４６ ＦＡＸ ０９４４―４１―２８４２ メール　e-enmeikousin@city.omuta.fukuoka.jp ※実施方針の内容について電話等での直接回答は行わない。	大牟田市企業局総務課 住所 大牟田市有明町２丁目３番地 電話　　０９４４―４１―２８４０ ファクシミリ ０９４４―４１―２８４２ メールアドレス e-enmeikousin@city.omuta.fukuoka.jp 企業局ホームページ http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/	

以上